

支給対象品目の具体例

(4) 新入学児童生徒学用品費等

〈対象者〉 4月中に就学した新1年生で、第1区分または第2区分 ※生活保護の入学準備金を受給した場合は対象外
 〈対象となるもの〉

新たに入学する児童等が新入学にあたって購入した学用品・通学用品

(学用品・通学用品の内容は学用品購入費・通学用品購入費と同じ)

※購入時期は原則として新入学時期(4～5月頃をめやす)に限ります。

ただし、季節用品(通学用冬物ジャンパー・防寒具等)については購入可能な時期に購入した場合でも申請できます。

〈対象とならないもの〉

新入学時期以外に購入した学用品・通学用品

(ただし、それらの学用品等は学用品購入費等で申請可能な場合があります。)

日常生活に必要であり家庭でも通学でも使用しているもの

	分類	品名	備考
支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	通学用の靴は通学用品対象
	材料・実験・作業・実習用の衣類等	紅白帽	
		作業用長靴	通学用の靴は通学用品対象
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
	副読本等	家庭科用材料(布・糸類)	
		ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
	その他の用品	練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・財布	
		ネーム用シール	
支給対象外	通学用靴	遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)	
		上履き	
		通学用夏靴	
	雨具	通学用冬靴	
		通学用長靴	作業学習用の長靴は学用品対象
	小物類	傘	
		レインコート・かっぱ	
		帽子	
	上着	冬用帽子	
		手袋・マフラー	
	通学用品	ジャンパー・コート	
		冬用ジャンパー・コート	
		制服に準ずるジャケット、式服	シャツ・ブラウス・くつした・タイツ等は対象外
		かばん・リュック・ポーチ	
		名札	
	支給対象外	手作り通学カバン等の材料(布・ボタン等)	
		ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用ジャージ等以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		補装具	
		眼鏡・補聴器等	
		車いす	
		レジ袋	